

岡山外語学院同窓会会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、“学校法人アジアの風”岡山外語学院（以下、岡山外語学院とする）同窓会と称する。

(本部)

第2条 本会は、事務局を岡山外語学院に置く。
(岡山市北区舟橋町 2-10)

第2章 目的及び事業

第3条 本会は会員相互の親睦を厚くし、旧情を温めるとともに、卒業後も連絡を取り、母校の発展に資するとともに、国際社会へ貢献することを目的とする。

第4条 本会は、第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 総会の開催。
- (2) 会員名簿の作成、編集。
- (3) 岡山外語学院教育活動事業の後援。
- (4) インターネット関連の維持及び管理。
- (5) 親睦会、及びその他の活動（定期、不定期の会合）。
- (6) その他本会の目的を達するために必要な事業。

第3章 会 員

(種別)

第5条 本会の会員は次の通りとする。

- (1) 正会員 岡山外語学院の卒業生、修了生（編入生を含む）。
- (2) 特別会員 アジアの風グループ（注）の役職員、教師及び縁故のある人。

(会費)

第6条 会費、収入

- (1) 正会員の会費は1人1000円とし（1回限り）、岡山外語学院入学時に徴収する。特別会員からは会費を徴収しない。編入生の場合は、本人に入会の意志を確認し、入会の場合は会費を徴収する。但し、会費の金額は総会において変更することができる。
- (2) 事業者からの寄付及び学院からの寄付は、これを収入として受ける。

第4章 役 員／職 員

(種類及び定数)

第7条 本会に、次の役員／職員を置く。

- (1) 役 員
 - ①会 長 1名
 - ②副会長 3名（1名は学院よりこれにあたる。）
 - ③役 員 若干名
 - ④監 事 2名
- (2) 職 員
 - ①事務局長 1名
 - ②会 計 1名（事務局に属する）
- (3) 本会に名誉会長及び顧問、支部長他を置くことができる。
(選出)

第8条 役員／職員の選出方法は次の通りとする。

- (1) 役員及び監事は総会において選出する。

- (2) 会長及び副会長は役員会の互選により選出する。
- (3) 会長は必要に応じ役員の中に特別な役職を指名することができる。
- (4) 会長は役員の外に業務遂行上必要な職員を指名することができる。

(職務)

第9条 役員／職員の職務は次の通りとする。

- (1) 名誉会長は学校法人アジアの風理事長を推戴する。
- (2) 会長は正会員の中から選任され、本会を代表し、会務を統括及び会務を招集する。
- (3) 副会長は会員の中から選任され、会長を補佐し、会務を分掌する。会長に病気・事故等の理由で職務の遂行が不可能なとき、又は会長が不在のときは、その職務を代行する。
- (4) 役員は会員の中から選任され、会務を執行し、会員相互の連絡を取り、これを執行する。
- (5) 監事は会員の中から選任され、会計及び事業の監査を行う。
- (6) 事務局長は会員の中から選任され、本会の運営及び諸行事の実施、本会公印の管理等、その実務を統括し執行する。
- (7) 会計は会員の中から選任され、事務局に属し、本会の会計事務を担当する。
- (8) 支部長は正会員の中から選任され、支部の運営を統括する。
- (9) 顧問は会長が委嘱する。会長の求めに応じ、役員会に出席し、助言を行う。助言の採用は役員会において決定する。

(役員任期)

第10条 役員任期は次の通りとする。

- (1) 役員任期は2年とする。但し、再任を妨げない。
- (2) 役員は任期満了または辞任の場合において、後任者が就任するまではその職務をおこなうものとする。
- (3) 補欠の役員任期は前任者の残任期間とする。

(会員資格喪失)

第11条 役員会は同窓会の名誉を著しく傷つけたものを除名することができる。

第5章 事務局

(構成)

第12条 本会には、事務局を置き、諸業務遂行上の実務を担当する。

第13条 事務局は、事務局長、会計をもって構成する。

第14条 支部長は、事務局に協力し、事務を執行する。

第6章 会議

(種別及び招集)

第15条 本会に次の会議を置く。

- (1) 会議は定期総会、臨時総会、役員会とする。
- (2) 定期総会は年1回、会長の招集のもとに行うものとする。臨時総会及び役員会は、必要に応じて会長が招集するものとする。

(総会)

第16条 総会の構成は次の通りとする。

- (1) 総会は本会の最高議決機関である。
- (2) 総会は会員をもって構成する。
- (3) 総会の議決は、出席者の過半数の賛成による。(支部長、欠席役員委任状はこれを有効とする。)

第17条 総会は次の事柄を行う。

- (1) 事業計画の承認。
- (2) 予算及び決算に関する承認。
- (3) 役員に関する事項。

- (4) 会則改正に関する事項。
- (5) その他必要と認められる事柄。
(役員会)

第18条 役員会の構成は次の通りとする。

- (1) 役員会は会長、副会長、役員をもって構成する。事務局長、会計、監事は必要に応じてオブザーバーとして出席できる。
- (2) 役員会の決議は、(1)に述べる出席役員の過半数の賛成による。

第19条 役員会は次の事柄を行う。

- (1) 事業計画、予算、決算の作成。
- (2) 本会の運営に関する事項。
- (3) その他必要と認められる事項。
(岡山外語学院との連絡協議会)

第20条 同窓会は第3条の目的を達成するため、各種会議開催、事業計画の作成にあたっては、その決定のために事前に案件などの協議を行うものとする。尚、事業計画にあたっては、岡山外語学院は応分の支援をすることができる。

第7章 会計

(経費)

第21条 本会の経費は、会員の会費及び有志の寄付金をもって充てる。

(会計年度)

第22条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会費の使途)

第23条 会費の使途は次の通りとする。

- (1) 総会等の催事。
- (2) 岡山外語学院の教育活動後援。
- (3) その他本会の目的を達成するため必要と認められる経費。

(会費支出)

第24条 本会会費の支出は会長の承認を必要とする。

(経理)

第25条 本会の会計は事務局の会計が担当する。

(管理)

第26条 本会会費の銀行通帳と銀行届け印は事務局長が厳格に管理する。毎期の同窓会費は岡山外語学院が学費と同時に徴収し、その後本会会費の銀行通帳口座に入金する。

第8章 会則の改正

第27条 会則の改正は、役員会の過半数の賛成を得てこれを発議し、総会の過半数の賛成により決定される。

(注)アジアの風グループとは、学校法人アジアの風岡山外語学院と株式会社アジアの風で構成される組織体である。

附則

- 1 本会会則は 1995 年 5 月より施行する。
- 2 本会会則の改正、施行は次の通りとする。

1995 年 05 月	制定、施行
2001 年 02 月	改正、施行
2002 年 03 月	改正、施行
2005 年 10 月	改正、施行
2010 年 07 月	改正、施行
2015 年 03 月	改正、施行